

① 法人形態要件

i 株式会社（公開会社でないものに限る）

株式の全部につき譲渡制限のあるもの限り認められます。

また、株式会社には特例有限会社を含みます。

ii 合名会社 持分会社に属し無限責任社員が構成

iii 合資会社 持分会社に属し有限責任社員と無限責任社員が共存

iv 合同会社 持分会社に属し有限責任

v 農事組合法人

第1号 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工または貯蔵の事業を含む）

第2号 農業の経営

（その農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む）

備考 その他農林水産省で定めるもの

①農地産物の貯蔵、運搬又は販売

②農業生産に必要な資材の製造

③農作業の受託

※ 農事組合法人は、第2号法人でなければ農地所有適格法人の要件を満たしません。

ただし、第1号の組合員のための共同利用施設の設置及び農作業の共同化の場合は、要件を満たすことができることとなります。